

事業者の皆様へ

西都市

インターンシップ奨励金

1事業者あたり

最大8万円/年度

中小企業者の人材確保及び雇用機会の拡大を図るため、学生のインターンシップを受入れた中小企業者に奨励金を交付します。



対象者

市内に事業所を有する者

対象となる取組

市内の事業所におけるインターンシップの受入

奨励金の額

学生一人あたり1日につき8,000円

※同一年度内において、1事業者あたり上限8万円

申請期限

インターンシップ受入終了日から14日経過した日又は、当該年度末日のいずれか早い日

【申請の流れ】



事前相談 → インターンシップの受入 → 交付申請 → 交付決定通知 → 奨励金交付

主な交付要件

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（専ら農業、林業又は漁業を営む者を除く。）であること
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校並びに海外の大学に在籍する学生を受入れること
- ・ インターンシップは、市内で行う労働に対する対価を伴わない就業体験（免許、資格及び単位の取得を目的とした就業体験又は3親等以内の親族が経営する事業所での就業体験を除く。）であること
- ・ 奨励金の額が、予算の範囲内であること
- ・ 市税等の滞納がないこと

※ 申請に必要な書類は、西都市インターンシップ奨励金交付申請書（様式第1号）、インターンシップ実施証明書（様式第2号）、学生証の写し又は在学証明書及び市税完納証明書です。



西都市 商工観光課 産業振興係

TEL:0983-32-1011